【規程番号　行法Ｉ－004】

学校法人行吉学園常任理事会運営規程

〔令和７年 12 月 19 日　理事会決議〕

（目　的）

第１条　この規程は、内部統制システム整備の基本方針（令和７年３月 25 日理事会決議）並びに学校法人行吉学園（以下、「学園という。」）理事会運営規則（以下、「理事会運営規則」という。）第８条第１項の規定に基づき、理事会の業務決定の一部を受任した理事等が業務執行を適正に決定するための審議機関として設置する常任理事会の組織及び運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　常任理事会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）理事長
（2）副理事長
（3）専務理事
（4）常任理事

２　理事長が必要と認めたときは、常任理事会において審議、協議し、決定する事項に関係のある理事及び教職員、又は監事の出席を求め、意見を聴くことができる。

（業務決定時の審議）

第３条　学園並びに学園が設置する大学、短期大学及び認定こども園の組織及び管理運営に関する業務のうち、理事会運営規則第４条第１項及び第５条から第７条に掲げる事項を除く事項の業務の決定を委任された理事等は、業務の決定にあたり、必要に応じて常任理事会で業務の適否を審議する。

（審議事項等）

第４条　常任理事会は、前条の規定に基づいて、学園の業務の適否につき審議、決定する。

２　常任理事会は、理事会に提案する議題、議案を協議し、決定する。

３　常任理事会は、理事会、評議員会及び学園の諸規則により付託、諮問された事項を協議、答申又は決定する。

４　構成員は、常任理事会において、各人の所轄事項につき報告、連絡及び情報の共有に努め、業務執行の円滑かつ効率化を図るものとする。

（招　集）

第５条　常任理事会は、原則として毎月１回、理事長が相当と認める方法で招集する。

（議案及びその他の運営）

第６条　常任理事会において審議する議題、議案は、総務企画部長が整理統合し、決定する。

２　前条及び前項以外の常任理事会の会議の議事・議決及びその他の運営については、理事会の例に準ずる。

（所　管）

第７条　常任理事会に関する事務は、総務企画部総務課（総務人事担当）が所管する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、行吉学園常任理事会規程（昭和 59 年 4 月 1 日施行）については令和８年３月 31 日をもって廃止する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。